

厚生労働省に新たに設置される 年金事業管理組織についての考え方

平成20年4月9日 厚生労働省

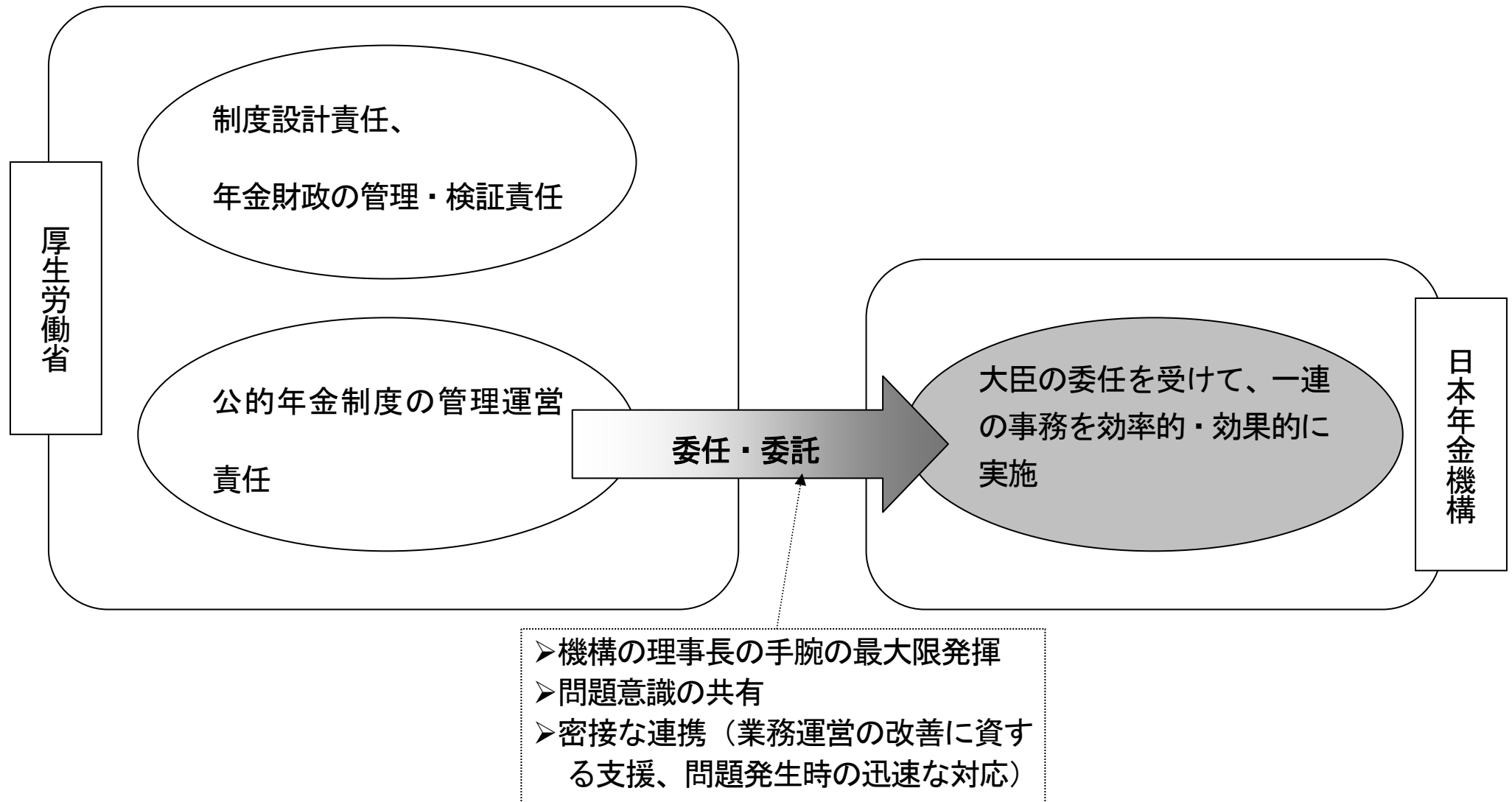
I. 厚生労働省に新たに設置される年金事業管理組織についての考え方	1
(1) 基本的な考え方	
(2) 公的年金制度の管理運営責任を果たすための国の基本的な役割	
II. 今後厚生労働省が担う業務とそれに伴う人員規模	5
III. 国民の信頼に応える公的年金制度の運営を確保するための厚生労働省の役割	7
(1) 国民の声を活かした公的年金制度の運営	
(2) 社会保険オンラインシステムの統括管理	
(3) 国に対する不服申立て窓口の整備	
(4) 年金事業運営に関する市町村等地域との連携	

I. 厚生労働省に新たに設置される年金事業管理組織についての考え方

(1) 基本的な考え方

- 厚生労働大臣が、公的年金制度（厚生年金保険及び国民年金）について、次の最終的な責任を負う。
 - ① 公的年金制度の所管大臣として果たす「制度設計」と「年金財政の管理・検証」についての責任
 - ② 日本年金機構に委任した事務を含め、公的年金制度を運営する者としての管理運営責任
- これまで、制度設計と年金財政検証は年金局、制度の管理運営は社会保険庁に分けられていたが、公的年金制度の運営に係る諸課題の反省を踏まえ、車の両輪ともいうべき上記①及び②の責任を一体的に果たす新しい年金局の組織体制を設け、公的年金制度への国民の信頼を確保する。
- また、一連の運営業務を日本年金機構に委任することから、
 - ア. 機構に委任された事務の効率的で効果的な実施について、機構の理事長の手腕が最大限発揮され、その責任が十分果たされるような仕組みを構築するとともに、
 - イ. 機構の業務運営について、厚生労働省が、機構と問題意識を常に共有するとともに、業務運営の改善に資する具体的な支援、問題発生時の迅速な対応など、機構が的確な業務運営を行えるよう、密接な連携を確保する。

(参考) 厚生労働省と日本年金機構との関係 (イメージ)



(2) 公的年金制度の運営責任を果たすための国の基本的な役割

○ 厚生労働大臣は、公的年金制度の管理運営責任を十分に果たすため、日本年金機構に対する次の基本的役割を担う。

ア. 日本年金機構の効率的かつ効果的な法人運営を確保するための支援

イ. 日本年金機構に委任した事務が法令に従って適正に実施されるための措置

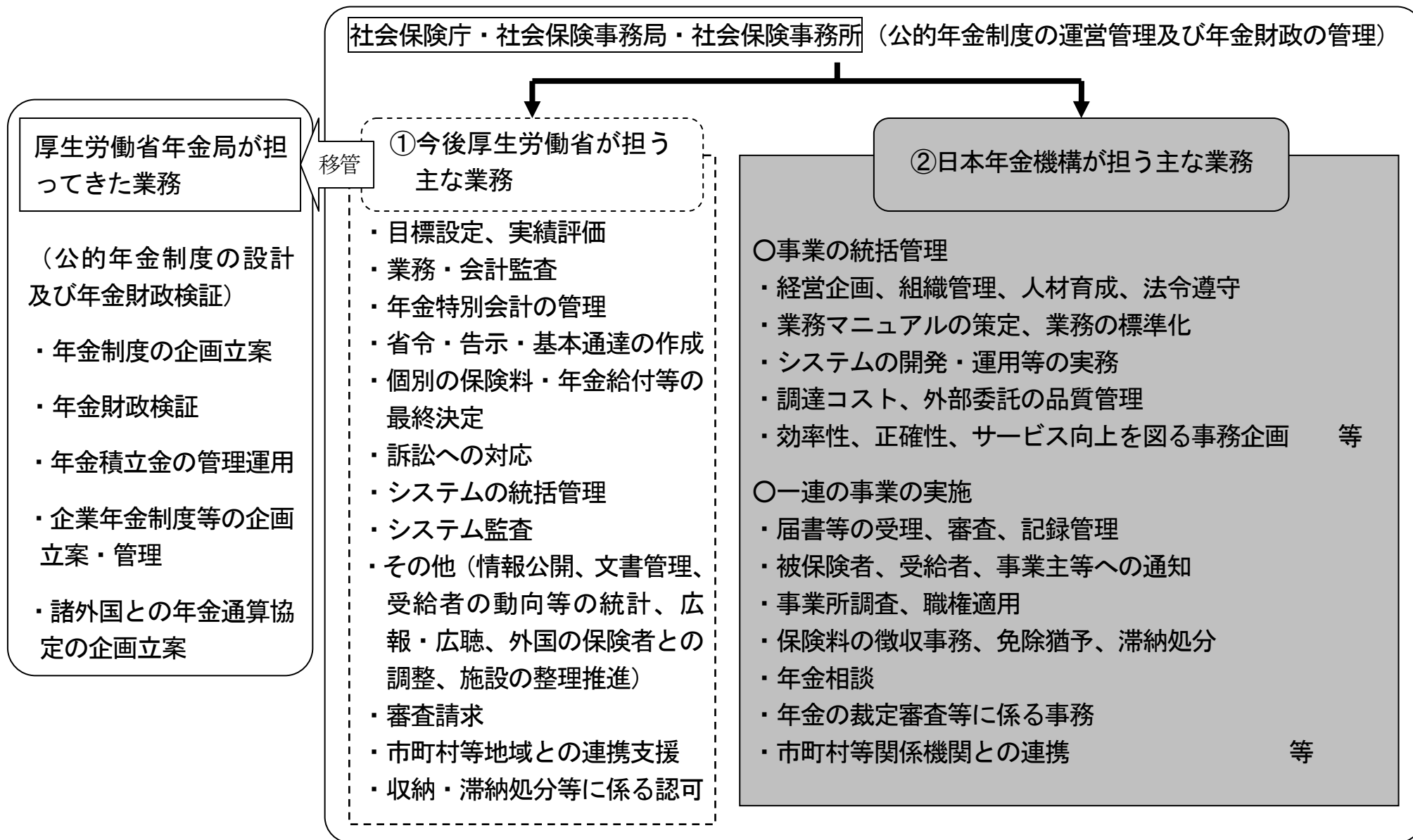
○ 加えて、法律上、機構に委任されず厚生労働大臣が行う以下の事務を、自らの確に行う。

(i) 公的年金制度の運営の根幹部分として国が直接行う事務（個別の保険料、年金給付等の最終決定、不服審査等）

(ii) 被保険者の年金記録（年金原簿）の備付け、社会保険オンラインシステムの統括管理 等

○ このため、社会保険庁の廃止に伴い、その業務を①厚生労働省が担う業務と、②日本年金機構が担う業務に、仕分けする。

(参考) 社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所が担っている業務の仕分け

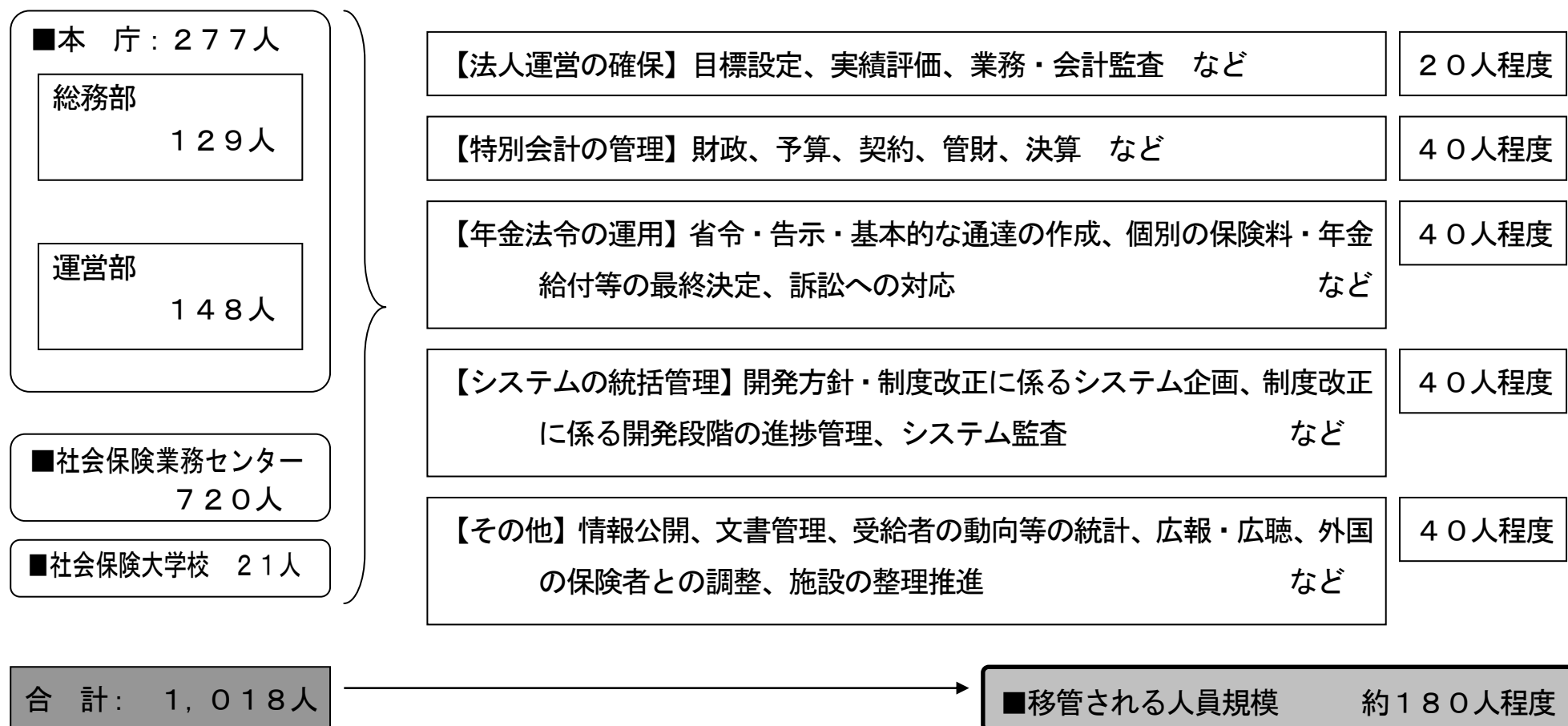


Ⅱ. 今後厚生労働省が担う業務とそれに伴う人員規模（精査中）

（１）社会保険庁本庁から厚生労働省本省へ移管する業務・人員規模

- 社会保険庁の業務を仕分けし、今後、厚生労働省（本省）が担う業務と当該人員規模は、次のとおり。
 ※現在の社会保険庁の業務に関わっている人員を基礎として人員規模を算出（現段階のものであり、今後精査が必要）。

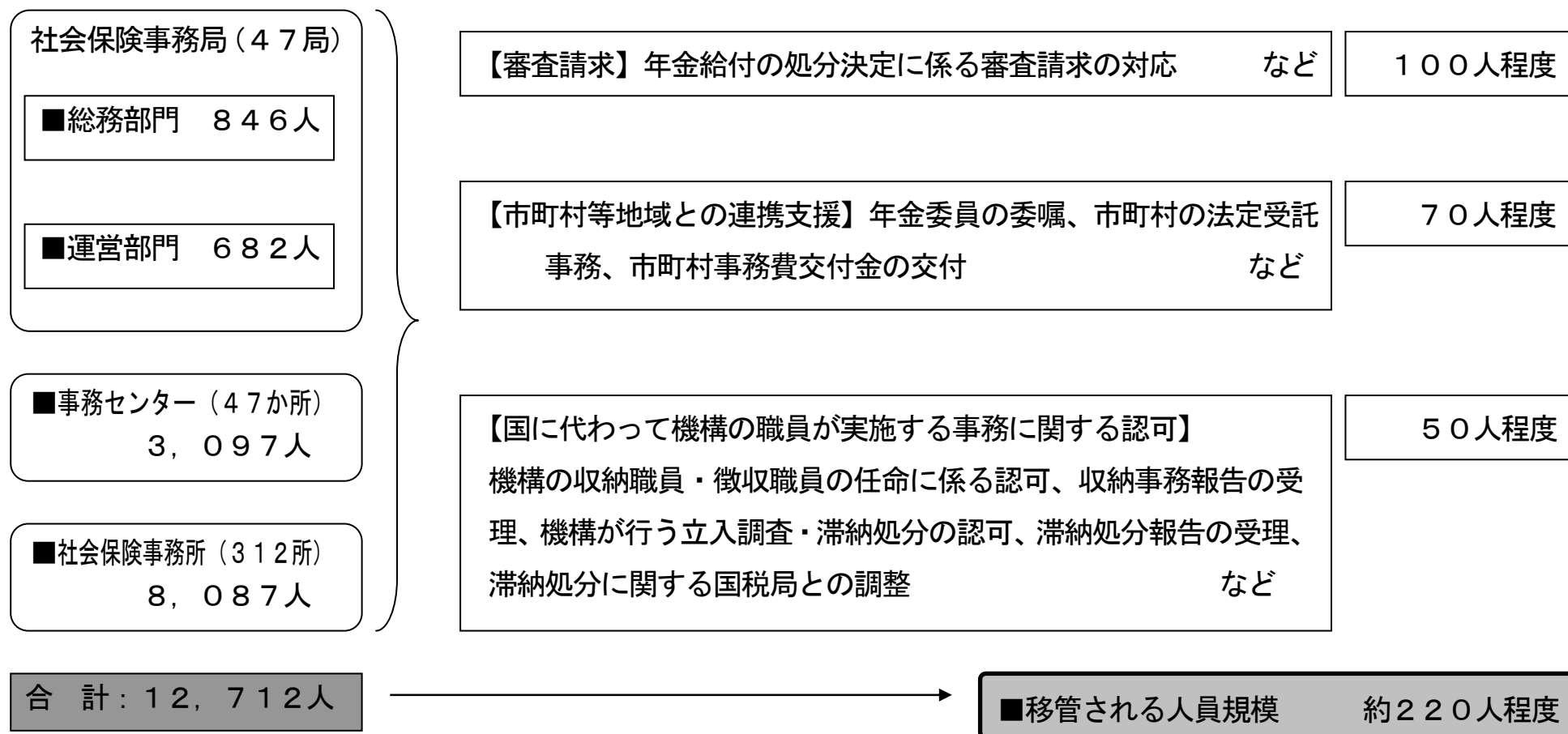
[社会保険庁本庁（平成２０年１０月～ ）] → [厚生労働省本省（平成２２年１月～ ）]



(2) 社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務・人員規模

- 国が引き続き担う①審査請求の対応、②市町村等地域との連携支援については、厚生労働省（地方厚生局）で行う。
- また、日本年金機構法に基づいて新たに厚生労働大臣の業務とされたもの（国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可等）については、機構の職員が所属する事務所に身近な行政機関（地方厚生局）で行う。

[社会保険事務局等(平成20年10月～)] → [地方厚生局(平成22年1月～)]

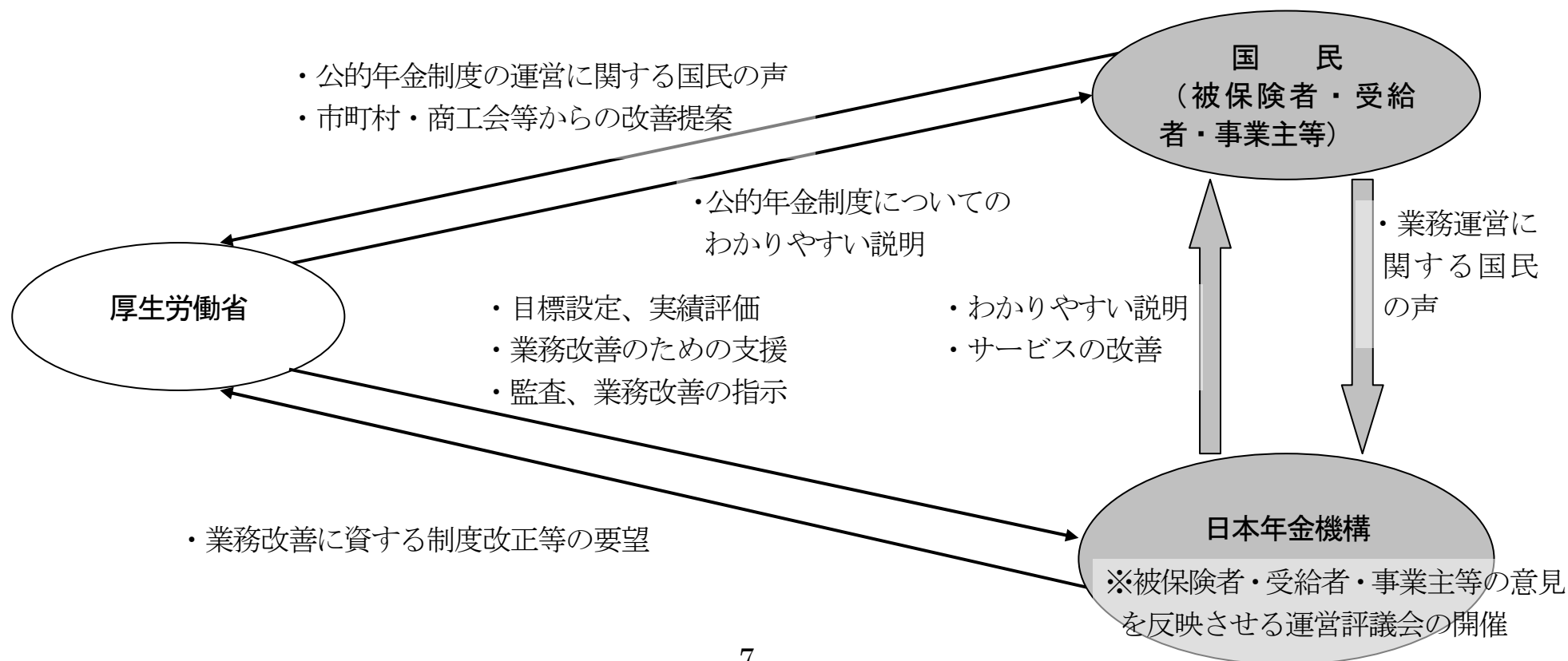


※社会保険事務局等から総務省年金記録確認第三者委員会へ現在出向している110人程度の職員(3月末現在)については別途検討が必要。

Ⅲ 国民の信頼に応える公的年金制度の運営を確保するための厚生労働省の役割

(1) 国民の声を活かした公的年金制度の運営

- 国民の共同連帯の理念に基づき運営されるべき公的年金制度について、国民の声をできる限り運営に反映させ、改善に役立てる。
- このため、日本年金機構において、国民の声を事業運営に活かす仕組みを設けるとともに、厚生労働省においても、国民の声を事業の管理運営に活かす取組を行う。



(2) 社会保険オンラインシステムの統括管理

【システムに関する厚生労働省と日本年金機構の役割に関する基本的な考え方】

- 効率的・効果的で適正な事務処理を担う責任を果たすため、日本年金機構が、システムの開発・管理・運用の実務（※）を担う。

※システムの開発基本計画案の作成、費用見積もり、基本設計、詳細設計、業者の進捗管理、業務検証・運用テスト等

- 一方、公的年金制度を運営する者としての管理運営責任を果たすため、国（厚生労働省）が、システムの保有と開発契約の主体となり、予算を計上し、開発からシステム監査までの統括管理を行う。

※日本年金機構法は、厚生労働大臣が「被保険者に関する原簿」を備えることとされている。（年金記録をシステム上で管理）

- 厚生労働省のシステム統括管理の部門は、機構のシステム部門の置かれる場所（高井戸庁舎）に置き、

①制度改正や業務改善等の諸課題に対応したシステム開発であること

②システム開発の費用等が適正であること

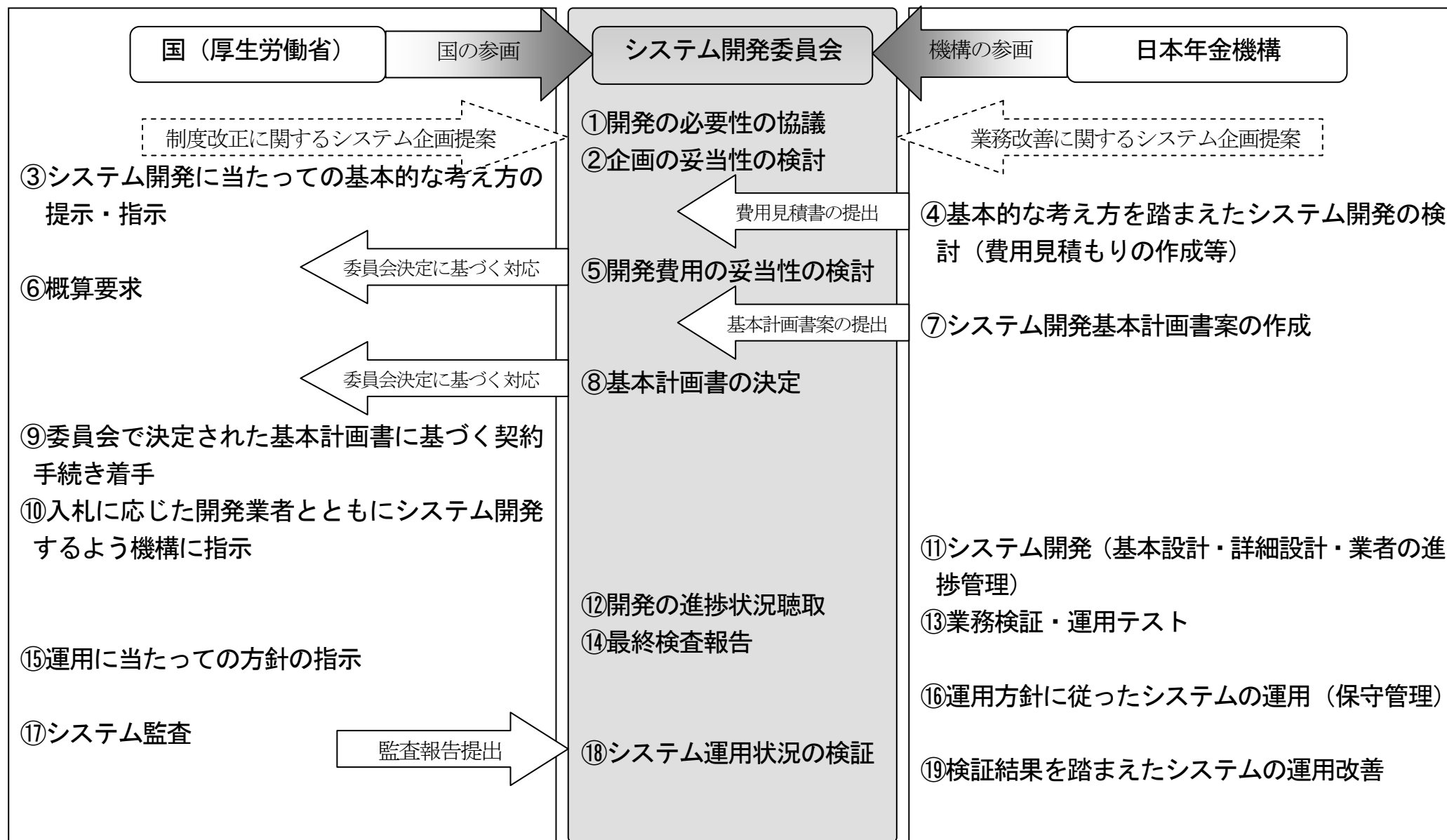
などを検証することを通じて、開発に関する予算要求や契約など、管理運営に係る責任を果たす。

- 厚生労働省と日本年金機構の両者が参画し、外部の有識者も加えた「システム開発委員会」を設け、企画段階の計画、予算要求、開発内容の確定にわたって協議し、決定する。

- また、専門性の高い人材を確保するため、厚生労働省のシステム統括管理の部門と機構のシステム部門との間で人事交流を行うとともに、民間のIT部門の実務担当者を職員として中途採用することを検討する。

- なお、システム開発に係る機構の役割（責任と権限）については、国が認可する「業務方法書」で明確にする。

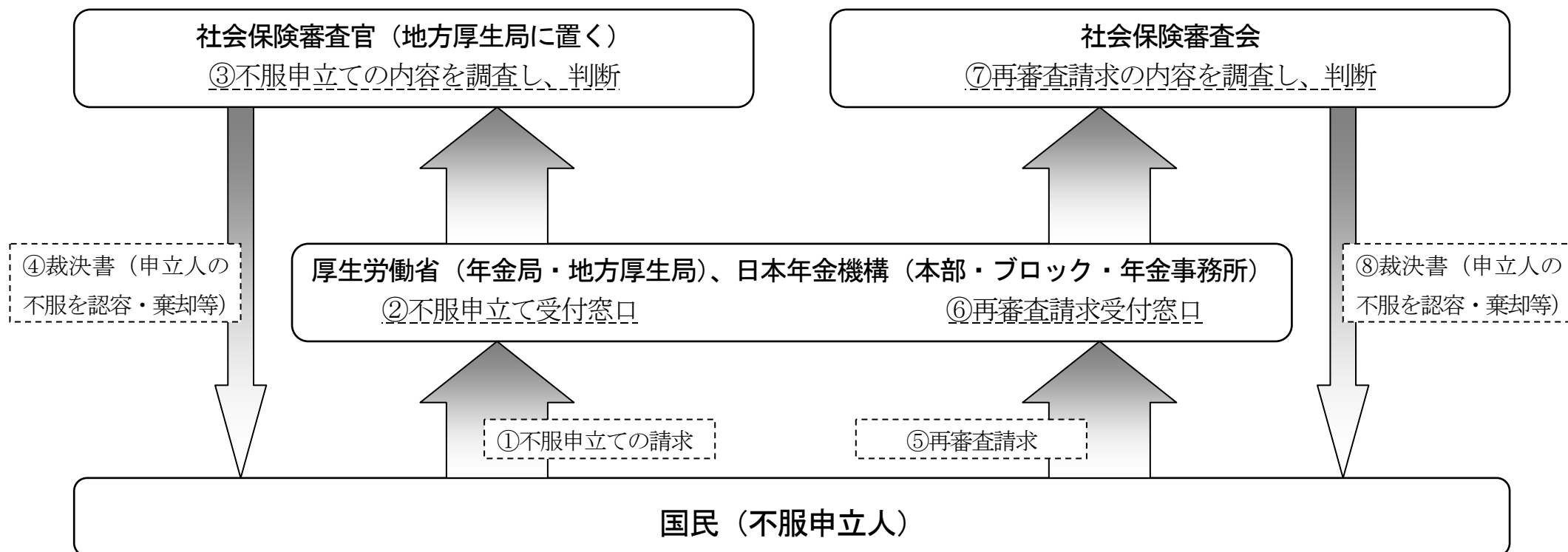
(参考) 社会保険オンラインシステムの開発から運用までの流れと国（厚生労働省）と日本年金機構の役割（イメージ）



(3) 国に対する不服申立て窓口の整備

- 年金給付の裁定等に対する不服申立てについての審査は、法律上、地方厚生局に置く社会保険審査官（社会保険事務局から移管）及び厚生労働省に置く社会保険審査会が審査する仕組みとなっている。
※なお、行政不服審査制度は、今国会に提出予定の法律案により見直される予定。
- 厚生労働省及び日本年金機構に窓口を設け、不服申立てを受け付けるとともに、不服申立てを国で確実に受け止め、国民の立場に立って公正な判断を行う。

<国民の立場に立った不服申立ての対応の流れ>



(4) 年金事業運営に関する市町村等地域との連携

- 市町村には、国民年金関係の法定受託事務のほか、各種の協力連携事務を行っていただいている。また、年金相談や、国民年金保険料の納付率向上対策、適正な適用手続きの促進等のためには、市町村、ハローワーク、教育機関、社会保険労務士会、商工会など経済団体と、日本年金機構（年金事務所）が密接に連携することが必要である。
- このため、機構（年金事務所）が地域と連携しながら円滑に業務を推進できるよう、厚生労働省として、①市町村事務費交付金の交付、②地域の行政機関や民間団体との協力体制づくりの支援など、地域との年金事業連携を推進する。
- あわせて、地域での公的年金制度の運営に対する要望を集め、事業運営の改善に役立てる。

